

長野市ケア会議要綱

(設置)

第1 保健、福祉及び医療の担当職員等が相互に協力し、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者(以下「要援護高齢者」という。)が、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、当該支援を総合的に調整及び推進し、もって地域福祉の推進を図るため、別表第1に定めるところにより、地区ケア会議、ブロックケア会議及び長野市ケア会議を置く。

(事業)

第2 地区ケア会議が行う事業は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 要援護高齢者の実態を把握すること。
- (2) 要援護高齢者の健康状態、経済状態、家庭環境等を踏まえた保健福祉サービスの提供等について検討すること。
- (3) 担当する区域内において、保健、福祉及び医療の担当職員等の連携及び連絡調整を図ること。

2 ブロックケア会議が行う事業は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 担当する区域内の地区ケア会議の総括を行うこと。
- (2) 前項第3号に掲げる事業
- (3) 地区ケア会議において解決できない事項その他必要な事項について前項の事業を行うこと。
- (4) その他第1の目的を達成するために必要なこと。

3 長野市ケア会議が行う事業は、おおむね次のとおりとする。

- (1) ブロックケア会議及び地区ケア会議の総括を行うこと。
- (2) 保健、福祉及び医療の担当職員等の連携及び連絡調整を図ること。
- (3) ブロックケア会議において解決できない事項その他必要な事項について検討及び調整を行うこと。
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第1号及び第2号並びに第11条第1項第2号の規定による措置を行うことを福祉事務所長へ要請すること。
- (5) その他第1の目的を達成するために必要なこと。

(組織等)

第3 地区ケア会議は、会長及び会員で組織する。

2 会員は別表第1の1設置地区欄に掲げる設置地区ごとにそれぞれ別表第2の1に掲げる者のうちからこれを選任し、会長は会員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、地区ケア会議を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する会員がその職務を代理する。

5 前各項の規定は、ブロックケア会議及び長野市ケア会議について準用する。

(会議)

第4 地区ケア会議及びブロックケア会議の会議は、全体会議とする。

2 長野市ケア会議の会議は、全体会議又は会議の内容に応じ会長が指定する会員をもって構成する合議体（以下「合議体」という。）で行う会議とする。

（全体会議）

第5 全体会議は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 全体会議は、会員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 全体会議の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。

4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（合議体）

第6 合議体で行う会議の議長は、合議体を構成する会員のうちから会長がこれを指名する。ただし、会長が当該合議体を構成する会員となるときは、会長が議長となる。

2 合議体で行う会議は、議長が召集する。

3 合議体で行う会議は、当該合議体を構成する会員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 合議体で行う会議の議事は、当該合議体を構成する会員の過半数をもって決する。

5 議長は、必要があると認めるときは、合議体を構成する会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 合議体で行う会議の決定は、これをもって長野市ケア会議の決定とすることができる。

（守秘義務）

第7 会員は、要援護高齢者の人格を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8 地区ケア会議及びブロックケア会議の庶務は、別表第1の1及び2に掲げる地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが行い、長野市ケア会議の庶務は保健福祉部介護保険課が行う。

（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成12年5月29日告示第184号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（長野市高齢者・障害者サービス調整チーム要綱の廃止）

2 長野市高齢者・障害者サービス調整チーム要綱（平成5年長野市告示第91号）は、廃止する。

附 則（平成15年4月15日告示第209号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月24日告示第49号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成18年4月1日告示第 185号）
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月24日告示第 201号）
この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第1、第3、第8関係）

1 地区ケア会議

設 置 地 区	庶 務
第一	長野市城山在宅介護支援センター
第二	長野市城山在宅介護支援センター 長野市地域包括支援センター博愛の園
芋井	長野市城山在宅介護支援センター
浅川	長野市地域包括支援センター博愛の園
第三	長野市在宅介護支援センター中御所
第四	長野市在宅介護支援センター中御所
第五	長野市在宅介護支援センター中御所
芹田	長野市在宅介護支援センター長野赤十字病院
古牧	長野市在宅介護支援センターニチイケア高田
三輪	長野市地域包括支援センターケアポート三輪
吉田	長野市在宅介護支援センターあぐりケア吉田
古里	長野市在宅介護支援センター富竹の里
柳原	長野市在宅介護支援センター富竹の里
長沼	長野市在宅介護支援センター富竹の里
大豆島	長野市地域包括支援センターコンフォート岡田
朝陽	長野市地域包括支援センターコンフォート岡田
若槻	長野市在宅介護支援センター若槻ホーム
安茂里	長野市地域包括支援センター安茂里
小田切	長野市地域包括支援センター安茂里
七二会	長野市地域包括支援センター安茂里

篠ノ井（中央）	長野市在宅介護支援センター篠ノ井総合病院
篠ノ井（信里）	長野市在宅介護支援センター篠ノ井総合病院
篠ノ井（塩崎）	長野市在宅介護支援センター桜ホーム
篠ノ井（川柳）	長野市在宅介護支援センター桜ホーム
篠ノ井（共和）	長野市在宅介護支援センター星のさと
篠ノ井（東部）	長野市在宅介護支援センターやすらぎの園
信更	長野市在宅介護支援センター桜ホーム
松代	長野市在宅介護支援センター長野松代総合病院
若穂	長野市地域包括支援センターケアプラザわかほ
川中島	長野市地域包括支援センターコスモス 長野市在宅介護支援センター星のさと
更北	長野市地域包括支援センターコスモス 長野市在宅介護支援センターインターコート藤
豊野	長野市豊野在宅介護支援センター
戸隠	長野市戸隠在宅介護支援センター
鬼無里	長野市鬼無里在宅介護支援センター
大岡	長野市大岡在宅介護支援センター

2 ブロックケア会議

設置区域	庶務
第一、第二、浅川、芋井、戸隠、鬼無里	長野市地域包括支援センター博愛の園
第三、第四、第五、芹田	長野市中部地域包括支援センター
古牧、大豆島、朝陽	長野市地域包括支援センターコンフォート岡田
三輪、吉田、若槻	長野市地域包括支援センターケアポート三輪
古里、柳原、長沼、豊野	長野市北部地域包括支援センター
安茂里、小田切、七二会	長野市地域包括支援センター安茂里
篠ノ井、信更、大岡	長野市南部地域包括支援センター
松代、若穂	長野市地域包括支援センターケアプラザわかほ

川中島、更北	長野市地域包括支援センターコスモス
--------	-------------------

別表第2（第3関係）

1 地区ケア会議

当該地区ケア会議の担当地区を担当する次に掲げる者

- ア 民生・児童委員
- イ 地域包括支援センターの職員
- ウ 在宅介護支援センターの職員
- エ 福祉事務所の職員
- オ 保健福祉部長野市保健所健康課の訪問看護師
- カ 保健福祉部長野市保健所健康課の保健師

2 ブロックケア会議

当該ブロックケア会議の担当区域を担当する次に掲げる者

- ア 医師会及び歯科医師会の代表者
- イ 地区ケア会議の会長
- ウ この表の1のイからオまでに掲げる者

3 長野市ケア会議

- ア 医師会及び歯科医師会の代表者
- イ 介護予防に関する職能団体の代表者
- ウ 介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者の代表者
- エ 社会福祉保健関係団体の代表者
- オ 関係行政機関の職員
- カ その他市長が必要と認める者